

組織目標評価報告書（令和 2 年度）

3

部局名：

法学部

部局長名：

黒神 直純

目標・取組	目標・取組の実施状況(成果)及び新たに生じた課題等 (部局での検証とそれに対する取組)
<p>①教育領域</p> <p>関連する年度計画の番号 74-1</p> <p>1. 入試の実施状況 ①志願者の維持・拡大に向けた取り組み:2020年度に「法曹コース」が設置されたことを踏まえ、従来行われてきた高校訪問のあり方や高校教員等入試説明会の資料を入試委員会を中心に再検討し、より効果的な広報活動を目指す。 ②入試選抜のあり方の検討:夜間主コースに地域法政プログラムを導入することを見込みながら、今後の地域ニーズの変化や少子化の動向を加味しつつ、定員充足率が低めになっている入試形態について選抜のあり方を再検討する。</p> <p>2. 教育の実施体制 ①連携強化による新カリキュラムの効果的な実施に向けた検討 法務研究科や経済学部との連携をより一層深めながら、今年度から始まった法曹プログラムや、来年度導入予定である昼間コースの新カリキュラム(50分4学期制)と夜間主コースの新カリキュラムの効果的な実施方法等について検証し、必要に応じて具体的な方策を講じる。 ②教員の教育方法の継続的な向上策 教育向上の場として従来行っている教育フォーラムやピアレビューにくわえて、オンラインで随時教員間での情報交換・共有・議論ができる場を設けることで、教育方法や質の向上を図るための活動を継続していく。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①教育における法務研究科との連携 法曹プログラムの実施を通じて、より実践的で体系的な法教育制度を構築するため、部局の枠を超えて相互に勉強会や意見交換会を実施するなど、法務研究科との連携を一層強化させていく。 ②実践的な教育の高度化:引き続き、弁護士会、司法書士会、地元自治体、地元企業や卒業生などの協力のもと、実践的な授業を開講する。また、法律学・政治学を学ぶ意味を理解させ、卒業後の進路を意識した学習を行わせるため、積極的にインターンシップ等への参加を呼びかけるほか、その成果を学生間で共有させる。 ③法友会を通じた学生の自主的な学習の支援:金沢大学などと連携しつつ、学生サークル法友会を通じて、学生の自主的な勉強会や法教育事業の実践など、学生の自主的な学習を促進する。 ④教育における国際的な連携:「海外特別演習」を引き続き開講し、学生のグローバルな関心や国際感覚を高めるほか、より効果的な連携制度を検討する。また、金光基金をもとに、学生の海外派遣や海外からの学生の受け入れをより一層積極的に支援する。 ⑤キャリア支援:引き続きインターンシップを実施する。また、就職に関する情報の収集・提供体系を整える。</p> <p>4. 教育の成果 ・学生の教育と進路の連関性についての調査を行い、就職率向上のための情報収集に努める。 ・卒業生を通じて教育の効果を点検・評価する方法についても可能なかぎり検討したい。</p>	<p>教育領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 入試の実施状況 ①コロナ禍で説明会の開催が難しいなか、「法曹コース」の設置を踏まえ、高校教員等入試説明会用資料のうち説明文を大幅に改訂した。また、スライド資料についても全面的見直しに着手し、来年度提出予定の原案を作成した。10月には「東進TV」の取材を受け、入試広報動画を公開した。 ②全学の動向に平仄を合わせながら、来年度から国際バカロレア選抜の定員を3名増員することを決めた。また、実質倍率が低下傾向にあった一般選抜後期日程を再来年度に廃止する方針を決定した。さらに、これに伴い、昼間コースにおける総合型選抜の選抜方法を大幅に改訂するとともに同様の総合型選抜を夜間主コースにも導入する案を作成し、特別選抜の募集人員を大幅に増やす方策を策定した。</p> <p>2. 教育の実施体制 ①連携強化による新カリキュラムの効果的な実施に向けた検討 今年度から開始した法曹プログラムの学生の学習進捗状況・成績等について、法務研究科との間で意見交換やMoodleを介した情報共有を行い、教育体制や学習環境の整備・改善に努めた。また、学生に法曹プログラムの意義や法曹への関心を持たせるための企画を法務研究科と共同で複数回実施した。 ②教員の教育方法の継続的な向上策 今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、前半期より急速オンラインによる授業実施が強いられ、毎年行っているピアレビューの実施を今年度は見送った。しかし、9月と12月の教育フォーラムのみならず、Teamsの利用や少人数グループによる自主勉強会等、効果的なオンライン授業実施の在り方を検討する機会を積極的に設けた。また、金沢大学の教員との間で、オンライン授業に関する問題点について情報交換を行い、その解決策を探ったほか、それを授業への反映することに努めた。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①教育における法務研究科との連携 「法解釈の基礎」や「リーガルライティング演習」などの科目を法務研究科教員の協力を得ながら今年度も継続して実施した。さらに、「法曹プログラム説明会」、「司法試験」「合格体験講演会」に加え、司法試験合格者が学部学生を指導する「合格者ゼミナール」および「法科大学院全国キャラバン岡山会場スケジュール」といった新しい企画を法務研究科と共同で実施することで、学生の基礎学力の向上と法曹を志す学生の掘り起こしを図った。 ②実践的な教育の高度化 弁護士会と連携して「実務」と「実務入門」を、司法書士会と連携して「不動産登記法a」「不動産登記法b」を、地方自治体と連携して「公共政策論」を、地元企業と連携して「企業法務論」を今年度も引き続き開講して、実践的な観点から法律を学ぶ機会を提供した。 そのほか、著しい社会貢献活動等を行った学生を表彰する制度として、岡山大学法学会との共催で新たに「法学部長賞」を設けた。法学部HPにおける、受賞の対象となった活動の紹介は、法教育が地域社会・地域活動と密接に関係していることを学生に意識させることにもつながっているといえよう。 ③法友会を通じた学生の自主的な学習の支援 岡山弁護士会や岡山県消費生活センター等の協力のもと、法友会を中心にして、2020年11月にはジュニア・ロースクール岡山を開催、夏には岡山県消費生活センターの消費者啓発セミナー講師を担当、12月に清心高校、2021年2月には清心中学での法教育を実施するなど、学習した知識等をさまざまな形式で発表する場を設けることにより、学生による自主的な学習の支援を行った。なお、法友会の活動は、本学のSDGs推進表彰の奨励賞を受賞した。 ④教育における国際的な連携 11月には上海の華東政法大学との間で国際シンポジウム(102名参加)を、12月には吉林大学との交流会(34名参加)、2021年1月にも吉林大学との国際学術交流シンポジウムを行い、各テーマに沿った活発な議論を通じて、学生間や教員間における相互交流の促進を図った。 ⑤キャリア支援 学部独自の企業説明会を実施し、最終的には、21名がインターンシップに参加した。受け入れ先決定から実習開始までの過程がわかりにくかったといった問題点を指摘する声があったが、目的意識を持ったという感想が多く寄せられており、キャリア支援のための制度としては効果的であるといえる。なお、11月に実施予定であったインターンシップ報告会は新型コロナ感染拡大防止の観点より、今年は実施しなかった。</p>
<p>②研究領域</p> <p>関連する年度計画の番号 74-1</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①研究条件の整備:H30年度から本格的な活動を開始している比較法政研究所の基盤整備のために、引き続き、法例集や基本図書などの研究の基本的な条件を整えるとともに、個人研究や共同研究を支援するための研究費を配分する。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催:法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家とも協力して、継続的に民事法研究会、公判判例研究会、刑事法研究会などの研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換する。 ③地域・社会との連携活動:国の地方出先機関や地元自治体、弁護士会、中学・高校なども協力して、引き続き、法教育・消費者教育に関する研究会をはじめその他の催しを開き、SDGsに寄与すべく地域の課題に取り組んでいく。また、そのために研究基盤強化フォーラム(研究フォーラム)を開催して情報交換を行う。 ④構成員間の研究情報の交換・共有:他の部局では恐らく実施されていない法学部独自の取り組みとして、学部の全教員が一堂に会する研究会、いわゆる「研究フォーラム」の場を使い、広く法務研究科教員も交えて研究会報告会を開く。これにより、個別研究に陥りがちな構成員の間で情報交換を行い、相互に刺激を与え合い、研究力の向上を図る。 ⑤国際的な研究交流:従来から展開してきた高雄大学との学術交流をさらに継続して行っていく。 ⑥特に若手教員が、一定期間、海外に滞在して研究に専念する機会を提供する。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況 ①外部資金(とくに科研費)の獲得に向けた取り組み:研究フォーラムにおいて科学研究費など外部資金の獲得のための情報を交換するとともに、科研申請書類の添削などを実施して、科学研究費への応募・獲得を一層促進する。他の部局では恐らく実施されていない法学部独自の方策として、科研採択状況を教授会等で全教員名を出して報告し、各自に科研費採択の重要性について認識させる。また、科研費申請のない者に対して、研究費を10万円カットする。</p>	<p>研究領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①研究条件の整備:比較法政研究所の基盤整備のために、法例集・判例集や基本図書の整備など研究の基本的な条件を整えた。共同研究を支援するための研究費を配分した。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催:これまで例年、法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家と協力して研究会を行ってきたが、今年度はコロナ禍で開催できなかった。 ③地域・社会との連携による研究活動:SDGsのための取り組みとして、4月に本学部内で研究基盤フォーラムを開いて意見交換を行った上、弁護士会、教育委員会なども協力して、11月に法教育に関する研究会をオンラインで開催した。また、コロナ禍で初めての試みとして、9月に金沢大学法学部の教員と、研究環境の制度改革を含めた情報交換をオンラインで行った。 ④研究基盤フォーラムを計5回開催した。うち4月と9月の2回で、特に研究情報の交換と共有を行い、外部資金獲得の方法や、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方について検討した。また、3回は、6月、10月、1月に「研究フォーラム」と題した研究会を法務研究科の教員も交えて開催した。いずれも回も本学部の海外留学で最新の知見を得て帰国した教員や若手教員が最新の研究成果を報告し、参加者で討論した。 ⑤コロナ禍で相互の訪問が難しいなか、対面参加とオンライン通信を交えたハイブリッド方式の会議をいち早く取り入れ、1月に、従来から継続的に行われてきた高雄大学法学院と交流会を開いたのに加えて、11月に華東政法大学外国語学院、12月と1月に吉林大学とそれぞれ学術交流を行った。 ⑥研究能力の伸張が期待できる若手教員2名が年度内に留学を行った。うち1名はコロナ禍で早期帰国を余儀なくされたが、もう1名は本年度一杯海外留学を継続した。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況 ①外部資金(とくに科研費)の獲得に向けた取り組み:研究基盤フォーラムのうち4月に科学研究費など外部資金の獲得のために情報交換を行った上、9月に本学部独自に「科研セミナー」を開催した。また、同セミナー等で教示された方法を実践に移し、科研費申請書類を添削する体制等の整備を行った。さらに、科研費獲得を強く促す方策として、科研採択状況を教授会で全教員名を出して報告し、各自に科研費獲得の重要性を認識してもらうとともに、科研費申請のない者に対しては研究費10万円をカットした。</p>
<p>③社会貢献(診療を含む)領域</p> <p>関連する年度計画の番号</p> <p>1. 社会との連携、社会貢献 ①地域の自治体の委員等の派遣:地域の自治体や諸団体に必要な委員を継続して派遣し、自治体や団体の運営に協力し、これを通じて地域の諸々の課題解決に取り組む。 ②多文化共生事業、法教育事業等を通じた地域との連携:本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会を通じて、地元自治体の施策に協力する。 ③県下の中学・高校、弁護士会と連携して、地域の法教育事業を推進するとともに、これまでの法教育活動を通して得られた知見をもとに地域貢献に努める。 ④生涯学習の支援:昨年度に引き続き公開講座を開催し地域の生涯学習の支援を行う。</p>	<p>社会貢献(診療を含む)領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 社会の連携、社会貢献 ①県庁、市町村その他諸団体への委員の派遣を行った。 ②多文化共生政策研究会の活動の一環として、11月20日高梁市教育委員会(教育長職務代理者川上はる江氏)と協議を行った(黒神、成廣が対応)。また、1月23日に、国際交流協会主催の地域共生サポーター養成講座にて講演を行った(講師、黒神)。 ③11月16日に、県下の中等学校、岡山弁護士会と連携して、中高校生を対象としたジュニアロースクールを開催した。4月に、学部長が県内の主な高等学校を訪問し、法曹コースの広報活動と法教育の説明を行った。12月2日に、オンラインにより岡山大学付属中学校の生徒に向けて学部長が法教育を行った。法学部HP(「学部長の部屋」等)やメルマガ「法学部だより」を通じて常時社会や高等学校等に向けて情報発信に努めた。その他、高大連携事業の一環での講義やオープンキャンパスなどの活動を通じて、地域における法教育事業の推進に寄与した。 ④7月に政治学をテーマとした公開講座を実施した。 ⑤中国華東政法大学(12月7日)、台湾国立高雄大学(1月19日)、中国吉林大学(1月21日)とオンラインによる国際交流会合を開催した。</p>
<p>④管理運営領域</p> <p>関連する年度計画の番号 93-1</p> <p>1. 規定改正とその検証:近年、改正した採用・昇任に関する規定を引き続き検証し、また、全学の動きに合わせて必要に応じ、教員活動評価の基準の再検討を行う。その他、学部運営に関する規定改正の必要性がないか検討し、必要があれば、その改正を行う。 2. 国際交流に関する金光基金に関する規定を、昨年度に引き続いて問題がないかどうかを検証する。 3. 本部における研究・人事両面における体制刷新を踏まえて、学部構成員に対して、研究面、外部資金の獲得および大学院生の獲得に向けた取り組みに対する意識改革に関わる取り組みを強化する。 4. 教授会などの機会を利用して、ハラスメント、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図る。 5. 将来における組織改編を無視して、法学部と法務研究科両執行部間の意見交換を定期的に行い、法曹コースや海外の大学との交流に係る問題等について、相互の協力・連携を強化する。 6. 大学執行部の基本方針を踏まえた上で、学部構成員の意向を十分に反映する形で学部管理の運営に適切に着手する。</p>	<p>管理運営領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 採用・昇任に関する規定を中心として、引き続き規定の検証を行った。来年度から実施する教員活動評価基準の見直しを行った。学部運営に関する規程改正の是非などについての検討を行った。 2. 今年度は、新型コロナウイルスの影響により、学生の派遣・受け入れを行わなかったため、国際交流に関する規定の検証は必要最低限にとどめた。 3. 研究面では、研究基盤フォーラムや研究フォーラム、外部資金獲得のための説明会などを通じて、また、大学院生獲得のため、教授会で再三にわたり留学獲得の必要性を説き、学部構成員の意識向上に努めた。 4. 1月20日の定例教授会において、ハラスメント講習会を実施し、構成員の意識向上に努めた。 5. 法学部と法務研究科両執行部間の意見交換を随時行った。特に、今年度より開始した法曹コースに関して多くの時間を割いて情報共有の機会を持った。 6. 教授会や教育・研究等に係る学部内の各種フォーラムの活動等を通じて、学部構成員の意向を踏まえた学部管理の運営を行った。</p>